

## 京都外国語短期大学 学費及びその他納付金納入規程

(平成 10 年 4 月 1 日制定)

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語短期大学学則（以下「学則」という。）第 46 条の規定により、学費及びその他納付金の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (学費、その他納付金及び代理徴収金の種類とその金額)

第 2 条 前条に定める学費は、学則第 39 条第 1 項の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 のとおりとする。

2 前条に定めるその他納付金は、学則第 39 条第 2 項の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 のとおりとする。

3 代理徴収金は、学則第 42 条の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 のとおりとする。

### (入学検定料)

第 3 条 学則第 26 条第 1 項の規定により、入学を志願する者は、別表 1 に定める入学検定料を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 インターネットを通じて志願する入学試験においては、その検定料を別に定める。

3 公募制推薦入試及び一般入試において、入学を志願するものが同一制度内で複数回志願(京都外国語大学への志願を含む。)をする場合、その検定料を別に定める。

### (入学時の学費)

第 4 条 学則第 27 条第 1 項の規定により、入学試験に合格した者は、別表 1 に定める学費(学園振興協力費を除く。)を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 併設校(京都外国語専門学校、京都外大西高等学校、京都外国語大学)出身者が入学するときは、入学金の 50 パーセントを免除する。

### (在籍者の納入期限)

第 5 条 学則第 39 条第 3 項の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費は別表 1 のとおりとし、毎学期次の期限までに納入しなければならない。ただし、入学時については、前条のとおりとする。

春学期分 4 月 20 日

秋学期分 10 月 20 日

一括納入 4 月 20 日

2 納入期限が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を納入期限とする。

### (納入通知)

第 6 条 本学は、前条に規定する納入期限の 1 カ月前までに、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入について通知する。

2 授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納付用紙は、本学から各学生の保証人宛に郵送するが、万一前条に規定する納入期限 10 日前までに届かなかったときは、経理課に申し出なければならない。これを怠ったことによって、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入遅滞の責めを免れることはできない。

(学園振興協力費の納入)

第6条の2 学費の学園振興協力費は卒業時に通知し、第5条に定める期限までに他の学費と共に納入するものとする。

(納入方法)

第7条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、所定の納付用紙により本学指定の金融機関に開設された本学口座に納入しなければならない。

(延納)

第8条 学則第43条の規定により、延納の許可を得るときは、第5条に規定する期限までに延納願を学生部に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項により延納の許可を得た者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入期限は、次のとおりとする。

春学期分 6月20日

秋学期分 12月20日

(滞納者に対する督促及び除籍の予告)

第9条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費を指定の納入期限までに納入しない者に対して、納入を督促し併せて除籍を予告する。

2 学費延納者が延納期限までに納入しない場合は、督促及び除籍予告を行わずに除籍とする。

(留学)

第10条 学則第38条第2項の規定により、外国の短期大学又は大学に留学する者は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(休学)

第11条 学則第30条第1項及び第2項の規定により休学を許可又は命令された者は、学則第44条の規定により、別表1に定める休学在籍料を納入しなければならない。

2 授業料、教育充実費及び学園振興協力費の未納者が休学を許可されたときは、許可された日から2週間以内に休学在籍料を納入しなければならない。

3 休学在籍料の延納は、一切認めない。

(復学)

第12条 学則第32条第1項の規定により復学を許可された者は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(退学)

第13条 学則第33条の規定により退学を許可された者は、学則第44条の2第1項の規定により、当該学期分の授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

(再入学)

第14条 学則第34条第1項の規定により再入学を許可された者は、再入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 前項に規定する再入学金については入学検定料と同額とし、また授業料、教育充実費及び学園振興協力費については再入学年度の新入学生と同額とする。

(除 籍)

第 15 条 第 9 条の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を納入しない者は、学則第 36 条第 4 号の規定により除籍とする。

2 前項の規定により、春学期分の滞納者については前年度の 3 月 31 日付をもって、秋学期分の滞納者については 9 月 19 日付をもって除籍とする。

第 16 条 削除

(懲 戒)

第 17 条 学則第 59 条の規定により学則第 60 条第 1 項の懲戒処分を受けた者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、学則第 44 条の 2 第 2 項の規定によるものとし、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 懲戒処分により卒業期日を延期された者は、当該学期分の授業料及び教育充実費を第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

(長期履修期間及びその期間の短縮)

第 17 条の 2 学則第 42 条の 2 第 1 項の規定により、長期履修が認められた者の授業料及び教育充実費は別表 2 のとおりとし、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、一定の期間の年数で除した額に端数が生じたときは、原則 100 円未満を切り捨て、初年度に調整し、総額と一致させるものとする。

2 学則第 42 条の 2 第 2 項の規定により、長期履修する期間の短縮を許可された者の授業料及び教育充実費は別表 3 のとおりとし、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、短縮することにより生じた授業料及び教育充実費の差額は、3 年目以降の在学期間の年数で調整する。また、短縮することにより標準修業年限で卒業することとなったときは、2 年目で調整する。

(科目等履修生等)

第 18 条 学則第 54 条第 1 項の規定により科目等履修生等として志願する者の選考料及び入学を許可された者の登録料及び履修料は別表 1 のとおりとし、学則第 41 条の規定により、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 科目等履修生等としての選考料又は登録料若しくは科目等履修料の免除又は減免については、科目等履修生等規程第 7 条第 2 項の規定によるものとする。

3 週 2 回開講の授業科目を受講するときは、2 科目分の履修料を納入しなければならない。

第 19 条 削 除

(選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び教材用印刷費)

第 20 条 学則第 40 条の規定による選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び教材用印刷費は、その都度金額を定め、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(追試験受験料)

第 21 条 学則第 40 条の 2 の規定により、追試験の受験を許可された者は、別表 1 に定める受験料を別に指定する期間内に納入しなければならない。ただし、既納の受験料は、返付しない。

2 追試験受験料については、受験理由によりこれを免除することがある。

(証明書発行手数料)

第 22 条 各種証明等の交付を申請するときは、別表 A に定める証明書発行手数料をその都度本学発行の証紙をもって納入しなければならない。

(代理徴収金)

第 23 条 第 2 条第 3 項の規定による代理徴収金は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とともに別表 1 に定める金額を第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

(授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付)

第 24 条 授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付については、学則第 45 条第 2 項及び第 3 項の規定によるものとする。

2 学則第 39 条第 3 項ただし書の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を一括納入した者が、春学期期間内に退学したときは、申し出により秋学期分の授業料及び教育充実費を返付する。

3 既納の授業料、教育充実費及び学園振興協力費に誤納又は重複納入があった者には、返付する。

4 選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び履修料の納付金については、やむを得ない事情により中止又は取り消しのときに返付する。

(改 廃)

第 25 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。平成 25 年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。ただし、第 21 条第 1 項の規定は、平成 26 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 19 年 2 月 23 日改正、平成 20 年 3 月 22 日改正、平成 21 年 7 月 30 日改正、  
平成 23 年 11 月 24 日改正、平成 25 年 7 月 11 日改正、平成 26 年 1 月 30 日改正、  
平成 27 年 2 月 25 日改正、平成 29 年 1 月 24 日改正、平成 29 年 6 月 5 日改正、  
平成 30 年 7 月 24 日改正、令和元年 5 月 29 日改正、令和 2 年 11 月 24 日改正)

別表 1 短期大学 学費、その他納付金及び代理徴収金

	種 類	金 額			備 考
		春学期(1期)	秋学期(1期)	計	
学 費	入 学 金	150,000円		150,000円	入学手続時
	授 業 料	269,000円	269,000円	538,000円	
	教 育 充 実 費	93,500円	93,500円	187,000円	
	学 園 振 興 協 力 費	4,000円		4,000円	卒業学年
	計	516,500円	362,500円	879,000円	
そ の 他 納 付 金	諸 費 用	実習費	別に定める		
		選択種目履修費			
		海外セミナー参加費			
		語学研修費			
		教材用印刷費			
	履修料等	科目等履修生選考料	10,000円		
		科目等履修生登録料	20,000円		
		科目等履修生履修料	16,500円(1科目) (週2回授業科目は1科目33,000円)		
	手 数 料	入学検定料	35,000円		
		追試験受験料	500円(1科目)		
		証明書発行手数料	別表Aに掲げる		
		休学在籍料	60,000円(1学期)		
代 理 徴 収 金	英志会入会金	2,000円		入学手続時	
	英志会費	1,000円			
	後援会入会金	5,000円		入学手続時	
	後援会費	10,000円			
	卒業アルバム費	7,000円		卒業学年	
	校友会入会金	10,000円		卒業学年	
	校友会終身会費	20,000円			

**別表A 証明書発行手数料**

種 類	金 額	
	邦 文	欧 文
卒業見込・成績証明書	100円	100円
卒業見込証明書	100円	100円
成績（単位修得）証明書	250円	250円
調査書（進学・就職等に必要な場合）	250円	250円
推薦状（留学・就職等に必要な場合）	250円	250円
在学証明書	250円	250円
卒業証明書	250円	250円
学生証再発行料	2,000円	
国際学生証	1,430円	
学長推薦状	250円	250円
人物証明書（就職等に必要な場合）	250円	250円
健康診断証明書	100円	100円
単位取得見込証明書	250円	250円
奨学金証明書	250円	250円
留学証明書	250円	250円